

資料 2

財務省 提出資料

国税に関する不服申立ての概要

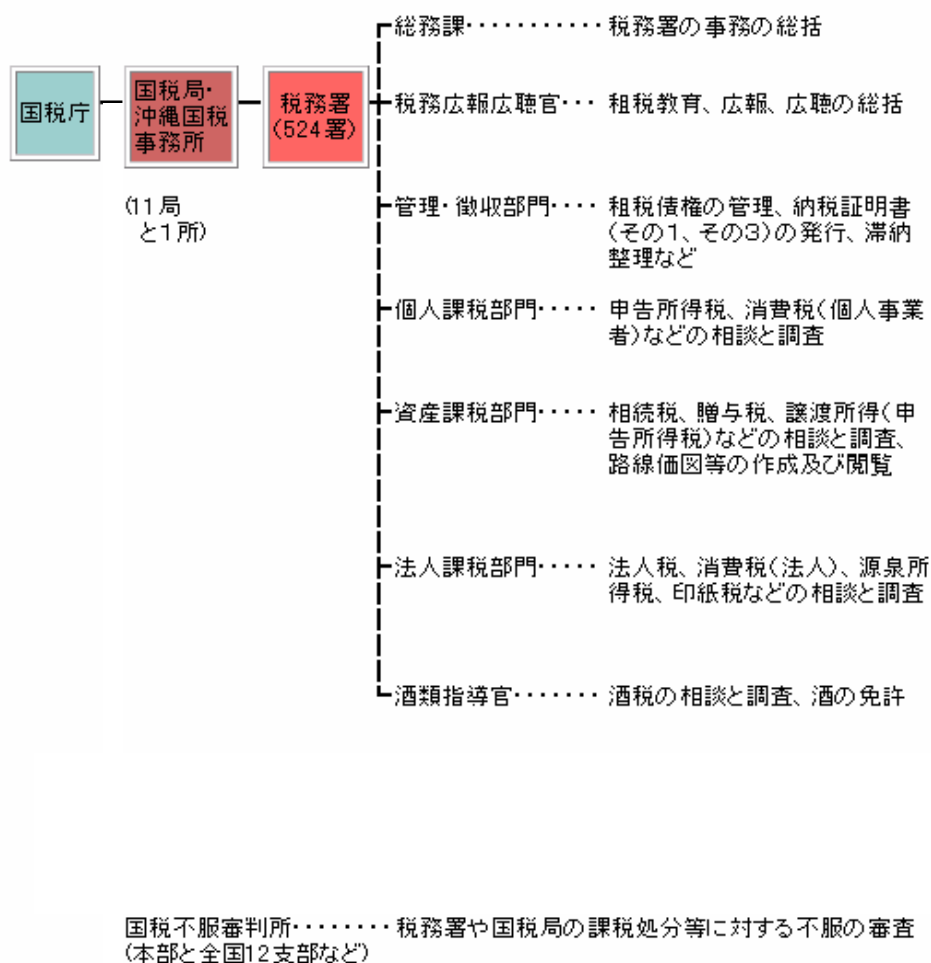
国 税 庁
国税不服審判所

平成 19 年 4 月

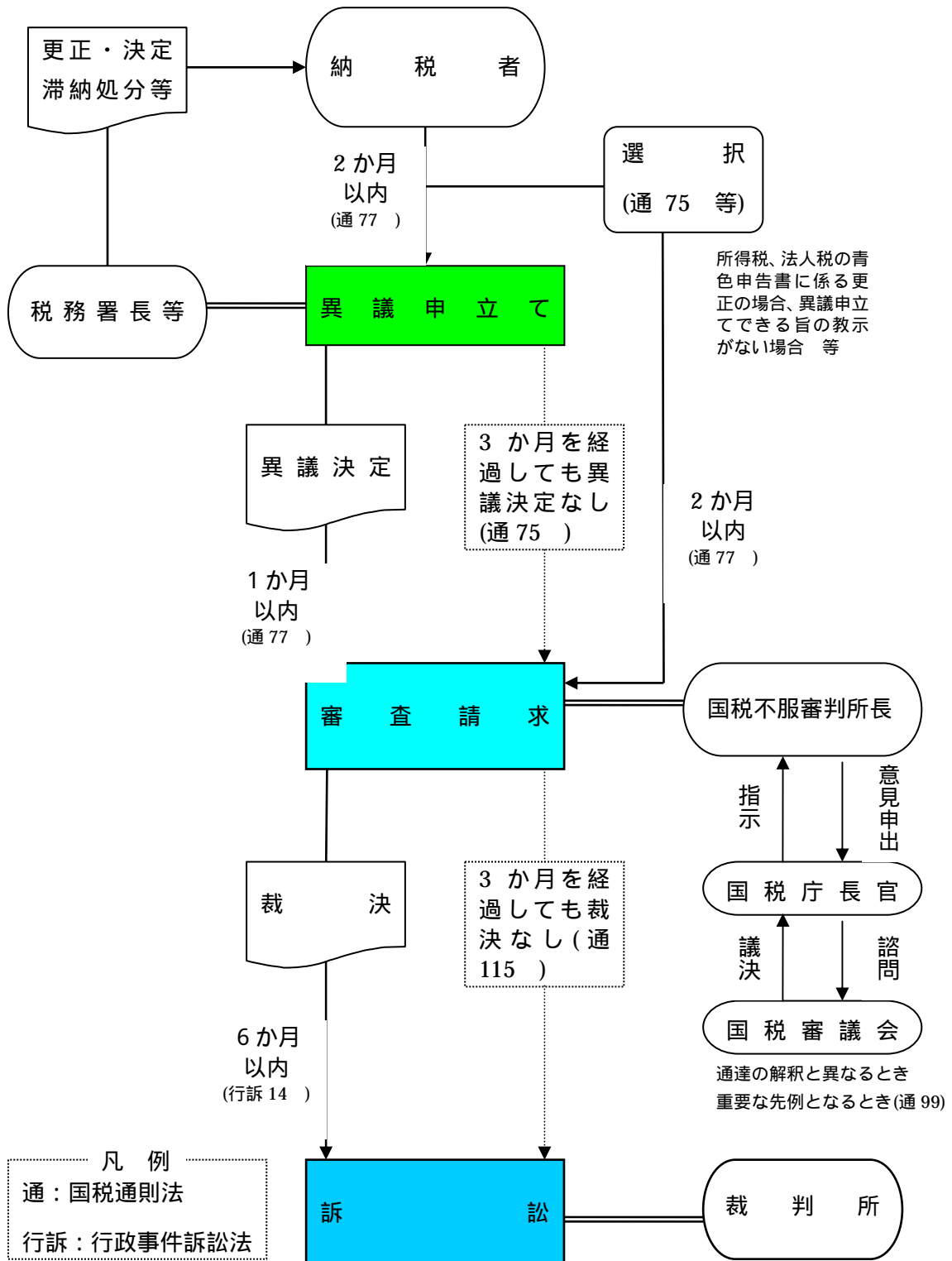
国税に関する法律に基づく処分についての納税者の救済制度には、処分庁に対する異議申立て及び国税不服審判所長に対する審査請求という行政上の救済制度(不服申立制度)がある。不服申立事務の遂行に当たっては、納税者の権利救済及び行政の適正な運営の確保という制度の趣旨を踏まえた適切な運営に努めているところである。

1 組織図(概略)

国税庁の機構



2 現行の不服申立て制度及び訴訟のあらまし



3 異議申立ての発生・処理状況

(単位：件・%)

区 分	発 生	要処理	処 理						未 済
			取下げ等	却 下	棄 却	一部取消	全部取消	合 計	
16年度 (構成比)	4,272	5,741	727 (16.1)	292 (6.5)	2,887 (63.9)	529 (11.7)	81 (1.8)	4,516 (100.0)	1,225
17年度 (構成比)	4,501	5,726	910 (20.0)	358 (7.9)	2,663 (58.5)	499 (11.0)	119 (2.6)	4,549 (100.0)	1,177
課税関係	3,935	5,117	828	145	2,488	487	117	4,065	1,052
徴収関係	566	609	82	213	175	12	2	484	125

〔ポイント〕

平成17年度において、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたもの（一部取消し又は全部取消し）の割合は13.6%となっており、前年度（13.5%）とほぼ同じとなっている。

処理件数のうち3か月以内に処理したものは4,142件（前年4,053件）であり、異議申立ての3か月以内の処理件数割合は91.1%（目標値：85%）となっている。

4 審査請求の発生・処理状況

(単位：件・%)

区 分	発 生	要処理	処 理						未 済
			取下げ	却 下	棄 却	一部取消	全部取消	合 計	
16年度 (構成比)	3,087	5,821	558 (16.5)	245 (7.2)	2,086 (61.7)	363 (10.7)	130 (3.9)	3,382 (100.0)	2,439
17年度 (構成比)	2,963	5,402	478 (15.1)	188 (5.9)	2,031 (64.2)	358 (11.3)	112 (3.5)	3,167 (100.0)	2,235
課税関係	2,730	5,034	434	124	1,898	354	110	2,920	2,114
徴収関係	233	368	44	64	133	4	2	247	121

〔ポイント〕

平成17年度において、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたもの（一部取消し又は全部取消し）の割合は14.8%となっており、前年度（14.6%）とほぼ同じとなっている。

処理件数のうち1年以内に処理したものは2,673件（前年2,776件）であり、審査請求の1年以内の処理件数割合は84.5%（目標値：80%）となっている。

5 行政不服審査制度検討会「中間取りまとめ」に対する意見等
【国税庁】

第1 不服申立ての基本構造の簡素化

3 不服申立ての基本構造の例外

異議申立制度を存置することについては意見なし。二段階目としての審査請求については行政庁における専門的知識の活用及び訴訟に移行した場合の事実関係の明確化が図れるなど、審査請求人の負担が重くなっていないと認められることから、引き続き前置主義が採用されるべき。なお、異議申立ての名称は、国民に定着しているものとなっている。

第2 客観的かつ公正な審理の実現

1 対審構造（審理の主宰者）

二段階目としての審査請求が、対審構造（的）となっており、異議申立てについては、処分庁自らが処分の見直しを行うものであることから、対審構造に適さないものとする。

3 証拠資料の閲覧

国税に関しては、第三者に係る情報や税務調査のノウハウに係る情報等開示されると執行に影響を及ぼす証拠書類もあるため、審理担当官の所持するものすべてを閲覧対象とすることについては困難。

4 執行停止

執行不停止となる場合として、現行の行審法 34 に定める「処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき」を含めるべき。

第3 審理の迅速化のための措置

2 標準審理期間及び審理状況に関する説明

国税においては、異議申立てについては3か月以内の処理件数割合、審査請求については1年以内の処理件数割合を、それぞれ実績評価の業績指標としている。

第5 不服申立期間

不服申立期間を定めるに当たっては、各行政分野の特殊性や不服申立人をサポートする専門家の数等を考慮すべき。

第6 新たな救済（裁決）の態様

2 非申請型の義務付け裁決

行政手続法に定めることは明らかにされているが、どのようなケースが対象とされるのか不明であり、他の項目と同様、具体的な手続等を示すべき。

3 差止め裁決

行政手続法に定めることは明らかにされているが、どのようなケースが対象とされるのか不明であり、他の項目と同様、具体的な手続等を示すべき。

【審判所】

第1 不服申立ての基本構造の簡素化

3 不服申立ての基本構造の例外

異議申立て及び審査請求の発生件数をみると、例年、異議申立ては年間5,000件程度、審査請求は3,000件程度で推移している。この数字をみると、審査請求の段階でも依然大量の発生件数がみられることから、審査請求にもスクリーニング機能（訴訟の前捌きの役割）が求められていることが確かめられる。

第2 客観的かつ公正な審理の実現

1 対審構造（審理の主宰者）

国税不服審判所は、国税庁の特別の機関として、国税の賦課徴収を行う税務署等の執行機関（原処分庁）から分離された別個の機関（第三者的機関）として設けられており、その意味において、対審的構造となっていると認められる。

3 証拠資料の閲覧

「中間取りまとめ」で提案されている「証拠資料の閲覧制度」を創設すると、次のような問題が生じるおそれがあると考えられる。

「簡易迅速性」への影響

「身軽な手続」が「重たい手続」になり、行政不服審査の「簡易迅速性」が大きく損なわれるおそれがある。

技術的問題点等

新しい閲覧制度は、文書特定手続等の制度設計が非常に困難であり、所期の目的を達成することがかなわなくなるというおそれがある。

国税不服審判所の取組

国税に関する処分のように、大量・回帰・反復性を有し、かつ、個別事案によって調査・審理の対象とする証拠資料が多様な処分についての行政不服審査については、これらの問題がさらに増幅されるおそれがある。したがって、国税に関する処分については、「争点の明確化」や「不意打ちの防止」という目的を達成するためには、これまで行ってきた当事者に対する「求釈明」等をよりの確に行っていくことが望ましく、提案されているような閲覧制度の創設には慎重でありたいと考える。

第3 審理の迅速化のための措置

1 争点及び証拠整理手続

「中間取りまとめ」で提案されている「争点及び証拠整理手続（審理計画を含む。）」は、審理の迅速化を実現することを目的としている。その目的を達成するためには、当該手続による審理の進行が真に審理の迅速化に資するかという審理担当官の見極めに加えて、当事者の当該手続に対する正確な理解及び積極的な協力が不可欠である。「争点及び証拠整理手続」の制度設計に当たっては、そのような事項に十分配慮すべきであり、その趣旨の記述が最終報告に盛り込まれることが望ましいと考える。

2 標準審理期間及び審理状況に関する説明

国税に関する法律に基づく処分は、事案ごとの特性において多種多様なところがあり、例えば、法律に定められた処分ごとに標準審理期間を設定・公表することは困難と考えられる。

なお、審査請求の処理に関しては、一定の期間内の処理件数割合を実績評価の業績指標としているところである。

第7 第三者機関

国税不服審判所が執行機関とは別個の第三者的機関として、客観的かつ公正な審理の実現を図っているところである。